



第9期はつらつプラン骨子（案） のポイントについて

令和5年9月

熊本市 健康福祉局 高齢者支援部

第1 現状・課題

1. 高齢者人口等の推移（骨子案P. 4）

- 本市の高齢化率は年々上昇し、次期計画期間の始期である令和6年（2024年）には27.6%（4人に1人が高齢者）に達する見込み。その後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には33.2%（3人に1人が高齢者）に達することが見込まれる。
- 後期高齢者は次期計画の初年度である令和6年（2024年）を基準とした場合、令和8年（2026年）には約5.4%増加、令和22年（2040年）には約24.3%増加する見込である一方、15歳～64歳までの生産年齢人口は減少傾向が継続し、令和22年（2040年）には約11.8%減少する見込み。

2. 熊本市における介護保険制度の現状（骨子案P. 5～9）

- 要介護（要支援）認定者数は、令和6年（2024年）には4万2千人弱となる見込み（認定率約20.4%）。その後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には5万8千人を超え、認定率も約25.1%に達することが見込まれる。
- 特に、要介護リスクの高い85歳以上の高齢者の増加が見込まれる。
- 認知症高齢者は令和4年（2022年）9月末時点で約2万3千人で、高齢者の約11.6%にあたり、要介護（要支援）認定を受けている高齢者の約半数に認知度の低下が見られる。
- 介護サービスの利用者は年々増加し、制度発足当初の約8,400人から近年では3万5千人を超えている状況。また、要介護（要支援）認定者数のうち介護サービスの利用者の割合は、増加傾向にある。
- 介護サービスの保険給付費は年々増加し、制度開始当初は約204億円であったものが、令和4年度（2022年度）には、約609億円と約3倍にまで膨らんでいる状況

3. 各種調査等から見える高齢者の現状（データ整理後、素案に反映）

4. 第8期計画の主な取組状況と課題（骨子案P.10）

（1）成果指標の達成状況

- 元気な高齢者の割合は、年々増加している状況。地域における介護予防事業の展開や、自立支援・重度化防止の取組の成果と思料。
- しかし、コロナ禍において、通所介護を含む通いの場への参加が減少し、高齢者の身体機能が低下している※1との報告もあり、今後の状況を注視する必要がある。

	基準値 H27年度 (2015)	実績 R3年度 (2021)	実績 R4年度 (2022)	目標値 R5年度 (2023)
65歳以上の元気な 高齢者の割合※2	78.46%	78.94%	79.33%	78.46%

※1 『高齢者における新型コロナウイルス感染症の療養の課題について』（第79回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年4月6日開催） 資料3-13）

※2 元気な高齢者の割合とは要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合。今後、認定率の高い後期高齢者の増加が見込まれるため、認定を受ける方の増加を抑え、その割合を維持することを目標としている。

第1 現状・課題

(2) 検証項目の達成状況

○各検証項目は、目標達成に向け、これまで順調に推移していたが、「住民主体の通いの場の数」及び「地域におけるインフォーマルサービスの事例数」については、コロナ禍において、活動を定期的に実施できなかった団体が多く、大幅に減少している。

	基準値 R 1 年度 (2019)	実績 R 2 年度 (2020)	実績 R 3 年度 (2021)	実績 R 4 年度 (2022)	目標値 R5年度 (2023)
地域におけるインフォーマルサービスの事例数	5 2 8	5 7 7	5 9 9	<u>5 1 0</u>	6 3 6
住民主体の通いの場の数	8 1 8	8 4 7	<u>7 0 8</u>	7 6 8	8 5 0
地域内での看取りの割合	19.7%	23.8%	24.8%	集計中	21.7%
認知症サポーター数	93,386	97,154	101,022	106,742	114,000
自立支援型地域ケア会議における個別事例の検討数	3 1 1	2 4 6	5 0 7	3 8 0	5 0 0

第2 第9期計画の基本的な考え方

1. 基本理念（骨子案P.11）

次のような考えから基本理念を**一部修正**

- ①早期からの健康づくりやヤングケアラー等への支援を推進していくこととしており、本計画の支援の対象は、65歳以上の高齢者に限られない。
- ②高齢者の社会参加を促進し、自らのスキルを活かして、支える側となって活躍いただきたい。

第9期計画における基本理念

一部修正

「一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らし続けられる社会」の実現。

【参考】第8期計画における基本理念

「高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現。

第2 第9期計画の基本的な考え方

2. 計画の目標（骨子案P.11）

- 本計画における成果指標は、引き続き、熊本市総合計画の基本計画において検証指標として掲げている「65歳以上の元気な高齢者の割合」を目標とする。
- 今後、エビデンスに基づく、効果的な高齢者の健康づくり・介護予防（フレイル予防）を強力に推進し、この割合の上昇を目指す。

第9期計画における目標

基準値・目標値修正

指標名	基準値 令和4年度（2022）	目標値 令和8年度（2026）
65歳以上の元気な高齢者の割合	79.33%	上昇

※今後、具体的な目標値を検討

現状・課題を踏まえ、
今後3年間で重点的に
取り組む施策を設定

3. 第9期における重点的取組み（骨子案P12～13）

（1）効果的な健康づくり・介護予防・重度化防止の推進 重点1

生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、効果的な介護予防に取り組むことで、いつまでも健康で活躍できる社会の実現を目指します。

- だれもが生涯現役で活躍できるような環境の整備
⇒高齢者のリスクリング・就労支援、健康活動や趣味などに応じた通いの場の開設・活動継続の支援 等
- あらゆる社会資源の有効活用による介護予防施策の活性化
⇒地域における介護予防施設や地域集会施設等のデータベース化、地域課題やニーズと人的資源（介護予防サポーターおよび認知症サポーター等）とのマッチング 等
- エビデンスに基づいたライフステージごとの健康づくりや介護予防の推進
⇒ビッグデータ分析結果に基づく施策の展開、プロスポーツチームや専門職と連携した介護予防事業の実施 等
- 自立支援・重度化防止の推進
⇒自立支援型地域ケア会議、各種研修会や市民向けの啓発、情報発信 等

第2 第9期計画の基本的な考え方

(2) サービス提供体制強化によるサービスの質の向上 重点2

介護人材のさらなる確保に向けた取組みを推進するとともに、介護現場等の生産性・効率性を高めることで、サービスの質の向上を後押しします。

- 介護人材確保につながるイメージアップ・就労及び定着促進
⇒教育現場と連携した介護に関する普及啓発、介護従事者養成研修の実施や処遇改善による人材の確保及び定着促進 等
- 介護サービス事業者の経営基盤等の強化
⇒事業者の支援につながる情報の提供、社会福祉連携推進法人制度の普及 等
- ICTや介護ロボットの活用の推進
⇒介護現場における科学的な介護や介護ロボット等の活用推進 等
- 介護現場におけるDXの推進
⇒行政と介護事業所等の情報連携のためのデジタル化の推進 等

第2 第9期計画の基本的な考え方

(3) 住み慣れた地域での在宅生活を支える体制の強化 重点3

人生の最期まで住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの提供体制を強化します。

- 地域の実情に応じた介護サービス基盤のさらなる整備
⇒地域の介護ニーズを踏まえた居宅要介護者の在宅生活を支えるための
地域密着型サービス事業所等の整備 等
- 医療・介護・その他福祉分野等との連携の強化
⇒合同研修の開催などによる専門職間の関係性の強化 等

4. アフターコロナにおける高齢者の支援（骨子案P.13）

コロナ禍における課題を踏まえた第9期における取組み

- ①支援が必要な方の早期把握
⇒地域における高齢者見守り体制の強化、通いの場の再開・創出に向けた支援 等
- ②効果的な高齢者の健康づくり・介護予防・重度化防止の推進
- ③認知症初期対応の体制の強化
⇒認知症サポーターのさらなる養成、認知症サポーターの活躍の機会の創出 等

5. 施策の体系（骨子案P.14～15）

第8期計画の生きがいづくりと健康づくりは、内容が重複する点が多いため、一つにまとめる

① 健康づくりと生きがいづくりの促進

- (1) 生涯現役で活躍できる場の拡充 **重点1**
- (2) 効果的な健康づくり、介護予防（フレイル予防）、自立支援の推進 **重点1**

② 多様な主体と連携した生活支援

- (1) 高齢者見守り体制の強化
- (2) サービスの担い手の発掘・活動維持に向けた支援 **重点1**
- (3) 災害時における配慮が必要な高齢者への支援
- (4) 移動手段の確保

③ 医療・介護・その他の福祉分野等の連携推進

- (1) 在宅医療・介護の提供体制の構築 **重点3**
- (2) 地域の在宅医療・介護を担う人材の育成
- (3) 在宅医療・介護について市民、医療福祉専門職等への普及啓発
- (4) 障がいのある高齢者に対する支援 **重点3**
- (5) 家族介護者に対する支援 **重点3**
- (6) 福祉分野以外との連携の強化 **重点3**

④ 認知症施策の推進

- (1) 認知症の人に関する理解の増進
- (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保
- (3) 認知症の人を支えるサービスと対応力の向上
- (4) 認知症の人と家族に対する支援
- (5) 認知症の予防

第2 第9期計画の基本的な考え方

⑤ 高齢者の権利擁護

- (1) 高齢者虐待の防止と対応 **重点3** (2) 成年後見制度等による高齢者の権利擁護 **重点3**

⑥ 高齢者の住まいの確保

- (1) 高齢者が自らに合った暮らし方を選択できる住まいづくり

⑦ 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上

- (1) 広報・情報提供の充実 (2) 公平・公正な運営の確保
(3) 介護サービスの質の向上 (4) 介護給付の適正化 (5) 介護人材の確保 **重点2**
(6) 利用者負担軽減制度の利用促進 (7) 災害対策等の推進・充実

⑧ 介護サービス基盤等の整備

- (1) 介護保険施設 (2) 地域密着型サービス事業所
(3) 居住系の居宅サービス事業所（広域型の特定施設） (4) その他の施設

参考 第8期計画の体系

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ①生きがいづくり | ⑥権利擁護 |
| ②健康づくり | ⑦在宅医療・介護の推進 |
| ③生活支援 | ⑧介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上 |
| ④住まいの確保 | ⑨介護サービス基盤等の整備 |
| ⑤認知症の人の支援 | |